

メキシコにおける意匠出願制度概要

Licks 特許法律事務所

ブラジル弁護士
カラペト・ホベルト



特許訴訟、偽造防止対策、不正競争防止などの知財を専門分野とする日本語が堪能なブラジル弁護士。現在は、弁護士活動の外、早稲田大学法学研究科に在籍して日本の知財法を学びつつ、ブラジルを含めた南米各国の法制度について講演やセミナーも行っている。

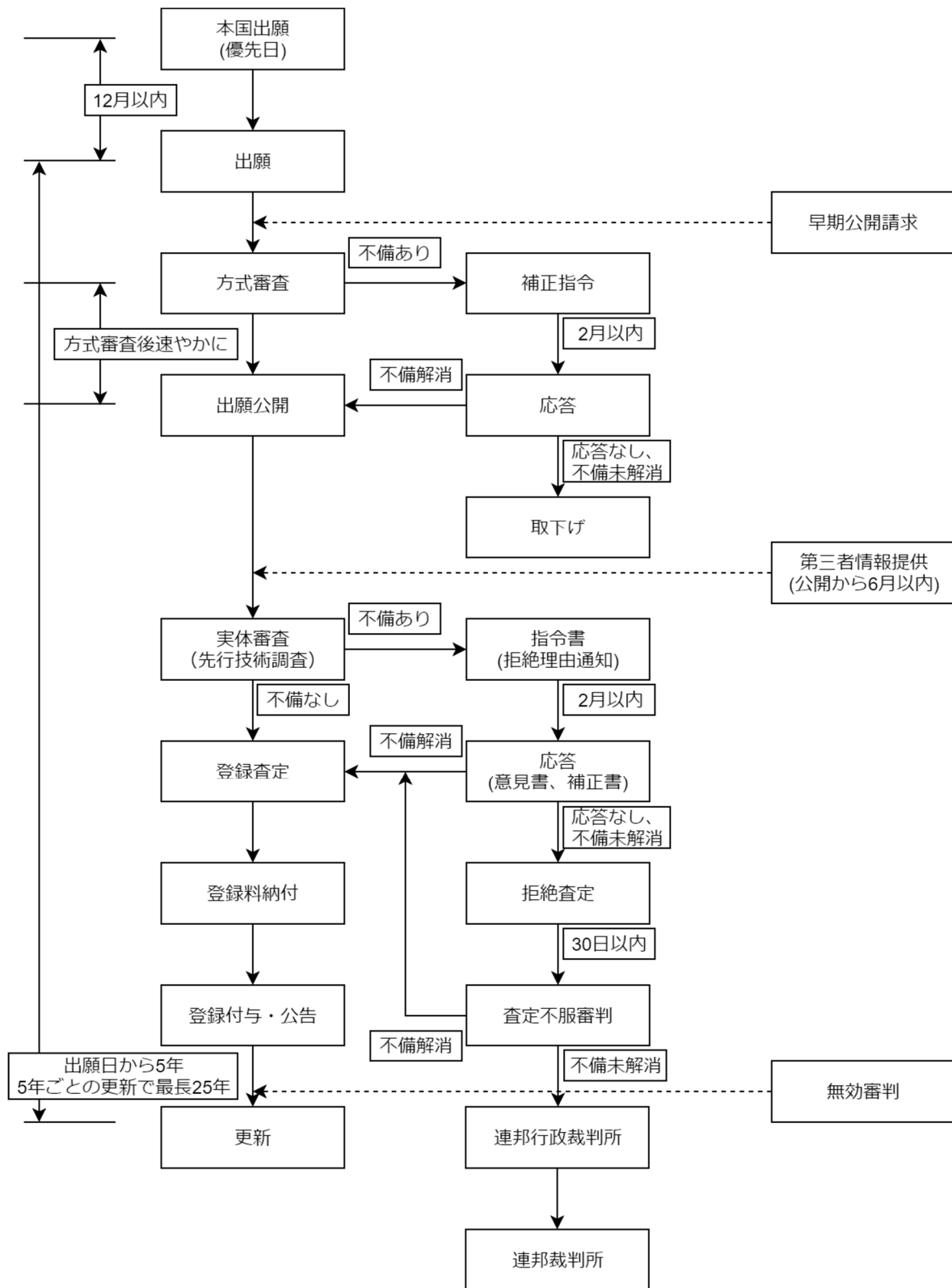
メキシコにおける産業財産権法の意匠に関する条項を改正及び追加する法令が2018年3月13日に公布され、改正法が2018年4月27日に施行された。それによって、意匠制度にいくつかの改正が行われた。

メキシコでの出願の手続は、1) 出願、2) 方式審査、3) 実体審査、4) 登録の順で行われる。

1. 出願

メキシコにおける意匠の出願書類は、すべてスペイン語で提出しなければならない。意匠出願時の必要書類は下記のとおりである。

- ・ 願書
- ・ 図面または写真
- ・ 明細書（意匠の物品と製品の利用分野の説明が必要）
- ・ （必要に応じて）クレーム
- ・ 手数料納付証明書
- ・ 委任状
- ・ 譲渡証
- ・ 優先権証明書



意匠の出願手続フロー図

メキシコ意匠制度では、一意匠一出願制が採用されており、一出願で複数の意匠を出願することはできない。メキシコ産業財産法では、図面または写真による当該意匠の複製を提出することが規定されているものの、二次元および三次元の何れの意匠についても、図面の枚数等に関する要件は規定されていない。

また、メキシコでは部分意匠について、法律上の規定はないが、登録することは可能であり、登録要件は通常の意匠と同様である。

2. 方式審査・公開

メキシコ産業財産庁は、方式審査を実施し、方式要件が整っている場合に出願日を認定する。2018年の法改正前は、登録となった時にのみ意匠が公開されたが、改正後は、方式審査の通過後、速やかに公開されることとなった。

また、メキシコには公開繰延制度はない。

3. 実体審査

出願された意匠について、最初に方式審査が行われ、方式要件を具備した出願について実体審査が行われる。

意匠の登録要件は、新規性、産業上利用可能性、独創性である。また、同じ条文内に不登録事由も規定されており、マストフィット（物品の形状、輪郭の特徴が、互いの物品がその機能を果たすためにある物品が他の物品に結合されたり、挿入されたり、囲んだり、装着したりすることを可能にするものであること¹）またはマストマッチ（物品の形状、輪郭の特徴が他の物品の不可欠な部分を形成する外観に依存するものであること²）に相当する意匠は登録を受けることができない。

¹ 木村 剛大 (2014) tokugikon, no275, 34-52

² 同上

独創性の要件は下記のように解釈される。

(i) 独自に創作されたもの：

意匠登録出願の日または優先日の前に、他に同一の工業意匠が公知となっていないときであっても、重要ではない細部のみが異なる工業意匠は同一の意匠とみなされる。

(ii) 著しく異なる：

当該意匠が当業者に対して作り出す全体的な印象が、意匠登録出願の日または優先日の前に公知である他の工業意匠によって作り出される全体的な印象と、工業意匠における創作者の創作水準に鑑みて異なる。

実体審査の結果、意匠に瑕疵が発見された場合には、出願人は2月以内に産業財産庁の要求に従うように命じられ、それに従わないときは、出願が放棄されたものとみなされる。出願を拒絶する場合は、出願人にその法的根拠と理由を示して書面で通知される。出願を拒絶した決定に対して、その決定の通知日から30日以内に審判を請求できる。

4. 登録・更新・存続期間

実体審査または審判の結果、意匠登録を付与できると判断された場合は、出願人に対して登録料を納付するように通知される。期間内に登録料を納付しない場合は、意匠登録は放棄されたものとみなされる。

2018年の改正前は、存続期間は意匠登録出願の日から15年であったが、改正後は出願の日から5年で、5年ごとの更新登録により最長25年の保護期間が与えられることになった。更新登録は、権利期間満了の前の6月の間に、意匠権者によって請求されなければならないが、6月の猶予期間が与えられる。

5. 拒絶査定を受けた場合の対応

意匠の審査により拒絶査定を受け、その結果に不服がある場合、特許・実用新案と同様に、不服審判を請求することができる。

6. 無効審判、無効訴訟

特許・実用新案と同様に、過誤登録等の場合、利害関係人は意匠登録を無効にする審判を請求することができる。

また、意匠の異議申立制度は採用されていないが、利害関係人は意匠権の無効を主張する訴訟を提起することができ、技術的および法的な議論を行うことが可能である。

ただし、実務上、利害関係の立証を求められることはない。

ソース：

メキシコ産業財産法

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)